

## 総社市・(株) Bot Express による「めんどくさい」をゼロにするスマホ市役所設立連携協定書

### (目的)

第1条 総社市(以下「甲」という。)と株式会社 Bot Express(以下「乙」という。)は、DX(デジタル・トランスフォーメーション)による行政サービスの改革を行うことで、総社市における「めんどくさい」をゼロにするために連携して取り組むこととし、これに必要な事項を約定するために協定を締結する。

### (協働事業)

第2条 全国屈指の福祉文化先駆都市として様々な行政サービスの充実を図ってきた甲と、GovTechに特化した開発会社で全国170以上の自治体にオンライン行政の基盤となるサービスを提供する乙が連携し、スマホ上での市役所「総社市スマホ市役所」を開設し、住民サービスの質の向上、行政サービスのあるべき姿へ超特急でアップデートし、住民・市職員の行動変容を促していく

2 本協働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 説明書不要なオンラインサービスをすべての行政分野で実現
- (2) 該当するすべての住民が給付金などの行政サービスを受けられるよう「PUSH型」による行政サービスの充実
- (3) 「待ち時間ゼロ」の行政サービスの実現
- (4) 住民の声を広く集められる仕組みを構築し、住民の声を可視化
- (5) 生成AI等の新技術を用いた対話型応答システムによる住民サービスの提供に向けた検証
- (6) DXによる住民サービスを実現するための職員の育成
- (7) 高齢者、障がい者、外国人等が使いやすいサービスの研究と実装
- (8) 上記(1)～(7)を実現するための各種規則等の整備

### (役割分担)

第3条 甲、乙は、本協働事業の推進に向け、以下の役割分担のもと連携する。なお、具体的内容については、甲、乙にて誠実に協議し、協力して実行する。

- (1) 甲は、事業推進のための計画立案と推進、サービス開発と展開を行う。
- (2) 乙は、甲へのプラットフォーム提供、機能拡張や検証、甲が自らサービス開発をするための伴走支援を行う。
- (3) 住民や市職員からのフィードバックと改善、サービス企画、住民向けの周知は甲と乙が連携して取り組む。

### (費用負担)

第4条 甲は、甲と乙が別途締結するプラットフォーム利用にかかる費用のみ負担し、本協働事業の実施にかかる一切の費用を負担しないものとする。その他発生し得る費用は甲と乙で都度協議し決定する。

### (確認事項)

第5条 甲、乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の者と連携し協力すること、並びに乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

### (協定の変更)

第6条 甲、乙のいずれかがこの協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、この協定の変更を行うものとする。

### (有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、この協定の締結の日から令和6年3月31日まで効力を有することとする。ただし、当該有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

2 甲、乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約しようとする日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙は、関係法令の趣旨を踏まえ、誠実に協議しなければならない。

### (免責)

第9条 甲、乙は、本協定の目的を達成するため、第2条に規定する事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。ただし、第2条の規定による協働事業の実施により生じた問題について、甲、乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

### (守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協働によって知った双方の業務上の秘密、技術上の秘密その他事業執行上支障になる情報を第三者に漏らしてはならない。

2 甲、乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

3 乙は、本協定に基づく協働によって知った甲が保護すべき個人情報事故により流出した場合には、速やかに甲に報告するとともに、その処理顛末を甲に報告しなければならない。

### (雑則)

第11条 甲、乙は、協働事業を円滑に推進するため、協働事業の連絡調整に係る担当部署を各自定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年7月20日

甲 岡山県総社市中央一丁目1番1号  
総社市  
総社市長

乙 東京都港区虎ノ門4-1-1 神谷町トラストタワー 23階  
株式会社 Bot Express  
代表取締役